本人確認書類及び保有資格の証明書類

1.ご利用いただける主な本人確認書類

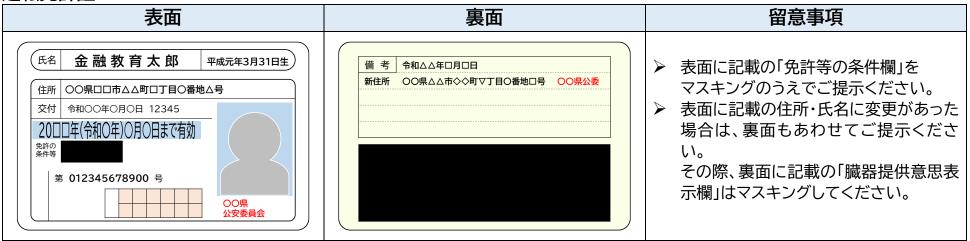
- ▶ 「顔写真付き」、「氏名」、「生年月日」、「住所」が鮮明に確認できる公的書類(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書等)で、申請日時点で有効なものをご提示ください。
- ▶ 本人確認に必要でない情報については、マスキング処理を行ったうえでご提示ください。

マスキングの具体例

マイナンバーカード(表面のみ)

表面	裏面	留意事項
氏名 金融教育 太郎 住所 〇〇県□□市△△町□丁目○番地△号 平成元年3月31日生 ○○○○年○月○日まで有効		表面に記載の「臓器提供意思表示欄」を マスキングのうえでご提示ください。裏面は提示しないでください。

運転免許証



運転経歴証明書



2. 保有資格を証明する書類の例

- ▶ いずれも、申請者本人の氏名が確認できるものに限ります。
- ▶ 添付していただく証明書類は各保有資格について1点のみで結構です。
- ▶ 証明書類はデータ(書類の実物をスキャンまたはカメラで撮影したものでも可)で提出していただきます。
- ➤ 証明書類の例及び取得方法は、J-FLEC が公表情報をもとに調べたものです。 それぞれの詳細については、資格を管轄する団体にご照会ください。

保有資格	証明書類の例	取得方法
CFP®、AFP ※CFP®認定者は AFP認定に関する証明書の 添付は不要です	会員登録証明書	会員ホームページ(Myページ)からダウンロードしてください。 https://members.jafp.or.jp/login/
	ライセンスカード	日本FP協会にお問合せください。 https://www.jafp.or.jp/contact_us/
FP技能検定 (2級以上) ※3級以下は考慮しません	FP技能検定合格証書	【日本FP協会】 ホームページから交付申請してください。 https://www.jafp.or.jp/exam/form/ 【金融財政事情研究会】 合格証書を紛失・破損、氏名に変更等があった場合、合格証書 の再交付を受けることができます。 ホームページから交付申請してください。 https://www.kinzai.or.jp/ginou/reissue.html
	FP技能検定合格証明書	【日本FP協会】 ホームページからダウンロードしてください。 https://www.jafp.or.jp/exam/form/ 【金融財政事情研究会】 ホームページから交付申請してください。 https://www.kinzai.or.jp/ginou/reissue.html

保有資格	証明書類の例	取得方法
FP技能検定 (2級以上) ※3級以下は考慮しません	FP技能士カード	FP技能士カードの新規発行・再発行の受付は、日本FP協会、 金融財政事情研究会とも2025年3月末で終了しました。 なお、発行済みのカードは期限なく有効です。
外務員(1種) ※2種は考慮しません	J-FLECから日本証券業協会に対し資格保有状況の照会を行いますので、 以下のフォームに必要事項をご記入いただき、照会申請書を提出してください。 https://forms.office.com/r/JfNEMBZFN3 (提出後、フォームの記入内容をPDFファイルに保存し、資格証明書類として添付してください。) ※2026年1月1日以降、日本証券業協会への保有資格状況に関する開示の請求手続は有料になります。 (日本証券業協会サイト:https://www.jsda.or.jp/privacy/tetsuzuki.html) これを受け、J-FLECから日本証券業協会に対しての資格保有状況の照会は、2025年12月24日(水)までに照会申請書を提出いた だいたものまでとさせていただきます。同月25日(木)以降の照会は、ご自身で日本証券業協会宛てに行っていただく必要がござい ますのでご留意ください。	
日本証券アナリスト協会 認定アナリスト(CMA)	資格証明書	マイページから発行申請してください(証明書は指定先へ郵送)。 https://www.saa.or.jp/
プライベートバンカー	合格証明書	マイページ(PB専用ページ)からダウンロードしてください。 https://www.saa.or.jp/
公認会計士	日本公認会計士協会が発行する登録証明書	登録証明書は、日本公認会計士協会の会員マイページで 申請又は登録証明交付願に必要事項を記載し、 メールもしくは郵送等で協会に送付することで取得可能です。
	日本公認会計士協会「公認会計士等検索システム」の検索 結果画面のスクリーンショット	https://www.jicpa.or.jp/cpa_search/ms.php
税理士	税理士証票	税理士名簿に登録された時に交付されたもの(登録事項の変更や定期的な交換によって更新されたものを含む)。
	日本税理士会連合会が発行する登録事項証明書	登録事項証明申請書に必要な証明項目を選択のうえ、所属税 理士会もしくは日本税理士会連合会に申請してください。
	日本税理士会連合会「税理士情報検索サイト」の 検索結果画面のスクリーンショット	https://www.zeirishikensaku.jp/

保有資格	証明書類の例	取得方法
弁護士	日本弁護士連合会が発行する登録等証明書	- 日本弁護士連合会会員専用サイトをご確認ください。
	日本弁護士連合会が発行する身分証明書	
	所属弁護士会が発行する会員証明書	所属弁護士会にお問合せください。
	日本弁護士連合会「弁護士検索」の 検索結果画面のスクリーンショット	https://member.nichibenren.or.jp/general_search
司法書士	司法書士会が発行する会員証の写し	入会時に所属の司法書士会から交付されたもの。
	日本司法書士会連合会が発行する登録事項証明書	発行については所属の司法書士会にお問合せください。
	日本司法書士会連合会ホームページ「司法書士検索」の検索結果画面のスクリーンショット	https://kensaku.shiho-shoshi.or.jp/search/
行政書士	日本行政書士会連合会が発行する行政書士証票	入会時に所属の行政書士会から交付されたもの。
	日本行政書士会連合会が発行する登録事項証明書	発行については所属の行政書士会にお問合せください。
	日本行政書士会連合会ホームページ「行政書士検索」の 検索結果画面のスクリーンショット	https://www.gyosei.or.jp/members-search

保有資格	証明書類の例	取得方法
社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会が発行する 社会保険労務士証票もしくは特定社会保険労務士証票	全国社会保険労務士会連合会にお問合せください。
	全国社会保険労務士会連合会が発行する 登録事項等証明書	全国社会保険労務士会連合会にお問合せください。
	全国社会保険労務士会連合会「会員リスト」の 表示画面のスクリーンショット	https://www.shakaihokenroumushi.jp/consult/tabid/527/Default.aspx
消費生活相談員資格 ※合格した試験の 実施団体にお問合せください	合格証	【独立行政法人国民生活センター】 合格通知と共に送付済み。 紛失した場合は国民生活センターにお問合せください。 【日本産業協会】 合格時に送付済み。 紛失した場合は日本産業協会にお問合せください。
消費生活専門相談員	認定証	更新毎に送付済み。 紛失した場合は国民生活センターにお問合せください。
消費生活アドバイザー	消費生活アドバイザー証	更新毎に送付済み。 紛失した場合は日本産業協会にお問合せください。
住宅ローンアドバイザー ※合格した団体に お問合せください	【住宅金融普及協会】 住宅ローンアドバイザー登録者証	住宅金融普及協会にお問合せください。
	【住宅金融普及協会】 住宅金融普及協会「登録者情報検索」の 検索結果画面のスクリーンショット	https://www.sumai-info.com/loan-adviser/la-introduction.html
	【金融検定協会】 合格証書、資格認定書または合格通知書	金融検定協会にお問合せください。

保有資格	証明書類の例	取得方法
DCプランナー(1級) ※2級は考慮しません	認定証(カード)	合格後の資格登録時、および2年毎の資格更新登録時に送付済 み。紛失した場合は日本商工会議所までお問合せください。 https://www.jcci.or.jp/dcpform.html
銀行業務検定 (税務2級) (相続アドバイザー3級以上) (年金アドバイザー3級以上) ※税務3級以下、 年金アドバイザー4級は 考慮しません	合格証書、合格証明書	銀行業務検定協会にお問合せください。
金融窓口サービス 技能検定(1級) ※2級以下は考慮しません	金融窓口サービス技能検定合格証書	【金融財政事情研究会】 合格証書を紛失・破損、氏名に変更等があった場合、合格証書 の再交付を受けることができます。ホームページから交付申請 してください。 https://www.kinzai.or.jp/ginou/reissue.html
	金融窓口サービス技能検定合格証明書	【金融財政事情研究会】 ホームページから交付申請してください。 https://www.kinzai.or.jp/ginou/reissue.html
投資助言·代理業者	直近の事業報告書(財務局に提出しているもの)	
上記以外の資格	資格の保有を証明する書類	

以上